

平成26年度

電源地域産業関連施設等整備費補助事業

公募要領

平成26年3月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

I. 本補助金の制度について	
1. 事業の背景・目的 P. 1
2. 補助対象事業 P. 1
3. 補助対象事業者 P. 1
4. 補助対象経費等 P. 2
5. 事業実施期間 P. 3
6. 補助事業者の義務等 P. 3
7. その他 P. 4
II. 応募書類の提出について	
1. 受付期間 P. 5
2. 提出方法 P. 5
3. 提出先、問合せ先 P. 5
4. インターネットの利用 P. 5
5. 提出書類 P. 5
III. 補助事業の選定について	
1. 主な審査内容 P. 6
2. 採否の通知等 P. 7
3. 公募のスケジュール P. 7
4. その他 P. 7
5. 応募書類の様式について	
○様式第1 補助金交付申請書 P. 8
○様式第2 補助事業概要説明書 P. 9
○様式第3 応募概要 P. 13
<別添> 公募に関する受付及びお問合せ先 P. 17

なお、本公募は、平成26年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業予算を変更する場合があります。

I. 本補助金の制度について

1. 交付の目的

企業が国を選ぶ時代にあつて、アジア諸国を中心に国際的な企業誘致競争が激化する中、我が国の地域それぞれが、地域の強みをいかした魅力ある企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図っていくことは、地域における雇用の創出等地域経済の活性化に資するのみならず、我が国産業の国際競争力の強化につながるものがあります。

本補助金事業は、電源地域内であつて、かつ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）の規定により国の同意を得た「基本計画」の集積区域内において実施される事業であり、電源地域における産業集積の形成及び活性化に資する施設又は機器を整備する事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化を図り、もつて電源地域の振興を通じ、発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とするものです。

2. 補助対象事業

上記目的を達成するための基盤として活用される次に掲げる施設又は機器（以下「補助対象施設等」という。）を整備する事業（以下「補助事業」という。）

- ① 貸工場
- ② 貸事業場
- ③ 研究開発施設
- ④ 試験施設
- ⑤ 人材育成施設
- ⑥ 情報提供施設
- ⑦ 製販一体型施設
- ⑧ 展示・販売施設
- ⑨ 物流施設
- ⑩ 研究機器・情報機器

3. 補助事業者

補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助事業及び整備後の補助対象施設等の管理・運営等を責任を持って実施することができる次の機関とします。

（1）補助事業者

- ① 都道府県
- ② 市町村
- ③ 第三セクター（一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）※

※ 第三セクターが私立学校法の規定に基づく私立大学である場合は、次のいずれかの要件を満たさなければ補助事業を行うことができない。

- ・ 開校前の大学にあつては、その前年度末における私立学校法施行規則第2条第2項第1号に掲げる財産目録において、運用財産の過半を地方公共団体が負

担していること。

- ・ 開校後の大学にあっては、開校後の各年度（補助事業を実施する事業年度を含む。）において、経費（学校法人会計基準（以下「会計基準」という。）第15条の消費収支計算書において、消費支出の部の合計額から現物寄付金、減価償却費、特別寄付金及び受託事業収入を控除し、会計基準第16号の規定に基づいて控除した基本金を加えたもの）の過半を地方公共団体が負担していること。

（２）間接補助事業者

- ① 市町村（都道府県が補助を行う場合に限る。）
- ② P F I 事業者※（都道府県又は市町村が補助を行う場合に限る。）

※ P F I 事業者とは、都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定する民間事業者（同法第7条に規定する選定事業に係る事業を行う者に限る。）のことをいう。

4. 補助対象経費

（１）補助対象経費の区分、内容及び下限額

補助対象経費の区分、内容及び下限額は下表のとおりです。

補助金名称	補 助 対 象 経 費		
	区 分	内 容	下 限 額
電源地域産業関連施設等整備費補助金	（１）工事費 （２）調査設計費	次の施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。） ① 貸工場 ② 貸事業場 ③ 研究開発施設 ④ 試験施設 ⑤ 人材育成施設 ⑥ 情報提供施設 ⑦ 製販一体型施設 ⑧ 展示・販売施設 ⑨ 物流施設	100万円
	（１）工事費及び整備費 （２）調査設計費	次の事業に要する経費 ① 研究機器の整備 ② 情報機器の整備	

(2) 補助率

補助率は以下のとおりです。

補助事業を実施する者	補助率
(1) 補助事業者	1 / 2 以内
(2) 間接補助事業者 ((3) に掲げるものを除く。)	1 / 2 以内 (ただし補助事業者が間接補助事業者に対して補助する額を上限とする。)
(3) 間接補助事業者 (補助事業を行う地方公共団体又は独立行政法人からの出資又は出えんが過半でない第三セクター)	1 / 4 以内 (ただし補助事業者が間接補助事業者に対して補助する額を上限とする。)

5. 補助事業の実施期間

本補助金の交付決定日から平成27年3月31日までとします。

6. 補助事業者の義務等

補助事業者は、次の①～⑦の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなります。

- ① 補助事業者は、本補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に経済産業局長等の承認を受けなければなりません。
- ② 補助事業者は、経済産業局長等の指示があったときは、補助事業の交付年度中間の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は国の会計年度が終了した場合は、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付目的に従って、効果的運用を図らなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間内に取得財産等を処分する必要があるときは、事前に経済産業局長等の承認を受けなければなりません。当該承認を受けずに、取得財産等を本補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することは認められません（当該承認を受けずにこれらの処分を行った場合は、原則として交付された補助金の全額を返納していただくこととなります。）。

また、当該承認を受けるに当たり、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことを条件とする場合があります。

【参考】

補助事業によって整備された事業場等の処分制限期間は概ね以下のとおりです。

＜鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの＞

事業場 : 50年

工場、倉庫 : 38年（用途等によって変わる場合があります。）

＜レンガ造、石造又はブロック造のもの＞

事業場 : 41年

工場、倉庫 : 34年（用途等によって変わる場合があります。）

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。

7. その他

- ① 本補助金は、原則、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、金額の確定を行った上での精算払いとなります。
- ② 補助対象経費は、本補助金の交付決定日以後に発生するものに限られ、当該交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）は補助対象となりません。
- ③ 補助事業により整備される施設等の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（本補助金以外の補助金や委託費等）との併願・併用（本補助金に係る交付申請書の提出以後を含みます。）は認められません。
なお、他の制度との併願・併用について疑問点等がある場合は、事前に管轄の経済産業局等の担当課に御相談ください。

Ⅱ. 応募書類の提出について

1. 受付期間

平成26年3月17日（月）から同年4月17日（木）正午まで

2. 提出方法

応募者は、別紙様式（P. 8～P. 14）により応募書類を作成の上、当該応募書類の正本1部、写し9部及び当該応募書類の電子媒体を、上記受付期間中に、補助事業の実施場所を管轄する経済産業局等の担当課へ郵送で提出してください。

なお、郵便日数等の関係で、当該応募書類が上記受付期間中に担当課へ届かないこともありますので、日数に余裕を持って提出するようにしてください。

3. 提出先、問合せ先

応募書類の提出先は、「<別添> 公募に関する受付及びお問合せ先」（P. 17）を御参照ください。

また、本補助金に関するお問合せもそちらにお願いします。

4. インターネットの利用

本公募要領（応募書類の様式等も添付されています。）は、下記ホームページからもダウンロードすることができますので、御利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html#annai>

5. 応募書類

- ① 本公募要領に添付されている様式第1から第3までを必ず使用してください。
なお、各様式用の紙の大きさはA4判をお願いします（各様式中の枠を広げたり狭めたりすることは差し支えありません。）。
- ② 以下の「提出書類一覧表」にある書類について、正本1部、写し9部を紙媒体で提出するとともに電子媒体でも提出してください。
なお、通しページを書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ③ 応募内容の審査においては、応募書類に基づく書面審査とともに、必要に応じて応募者へのヒアリング等を行いますので、各様式中の注意事項等を参考にして適宜具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。
なお、必要に応じて説明資料を追加提出していただくことがあります。

提出書類一覧表	様式
<input type="checkbox"/> 平成26年度電源地域産業関連施設等整備費補助金の応募について	様式第1
<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書 (添付資料)	様式第2
<input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図 <input type="checkbox"/> 補助対象施設等の配置図、平面図及び立体図 <input type="checkbox"/> 基本計画の写し及び基本計画の概要 <input type="checkbox"/> 事業収支計画書 <input type="checkbox"/> 決算報告書（応募者が第三セクターの場合。直近3か年分）	
<input type="checkbox"/> 応募概要	様式第3

※提出いただいた応募書類等は、審査終了後も返却いたしませんので、御注意ください。

Ⅲ. 応募内容の審査について

1. 主な審査内容

① 基本的事項の審査

- ア. 補助事業を実施する者としての適格性
応募者が当該補助事業を実施する者として適格であるか。
- イ. 補助事業の実施体制
応募者に補助事業を実施するための人材や組織体制があるか。
- ウ. 補助対象経費等の審査
補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。
- エ. 補助事業実施に係る財産的基盤
応募者が補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財産的基盤を有しているか、また、補助事業に係る本補助金以外の部分の費用調達に無理がないか。

② 補助事業の内容に関する審査

- ア. 補助事業の戦略性
電源地域における産業集積の形成及び活性化につなげるために特に重要度の高い事業であるか。
- イ. 都道府県又は市町村等との連携体制
応募者が補助事業を実施するために必要十分な、都道府県又は市町村等との連携体制がとれているか。
- ウ. 補助対象施設等の管理・運営体制
補助対象施設等の管理・運営を的確に実施する組織・人員体制が構築できるか。
- エ. 補助対象施設等の管理・運営に当たっての料金設定、事業収支計画
補助対象施設等の料金設定が補助事業の目的及び整備後の補助対象施設等の管理・運営の安定性の観点から適切か、応募者が補助事業完了後も安定して補助対象施設等の管理・運営を行える適切な事業収支計画を有しているか。

③ 地域の経済指標等の審査

地域の実情に応じた産業振興の観点から、審査に当たり次の事項について配慮する。

ア. 地域の経済指標の審査

計画策定地域の有効求人倍率及び財政力指数の直近3か年の平均値が全国的な水準と比べ低い地域、過去に補助実績の無い地域

イ. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の審査

他省庁等の地域振興等に関する計画認定を受けるなど他の政策との連携や関連性

※ 他省庁の計画認定等：地域再生計画（内閣府）等

2. 本補助金に係る交付先の採択結果の通知

本補助金に係る交付先の採択結果は、各経済産業局等が速やかに通知します。

※ 採択者は、採択結果の通知の後、補助金の交付に係る必要な手続を所定の期間内に行っていただきます。

3. 本補助金に係るスケジュール

3月17日（月）～4月17日（木）正午	応募書類の受付期間
4月17日～5月中旬	応募内容の採択審査
5月下旬	交付先の採択結果通知

4. その他

補助金交付先の採択結果の公表までの間は、秘密保護の観点から、応募者の了解なしには応募の内容に関する情報の開示等は原則行いません（ただし、他の行政機関からの照会等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、範囲や使用目的を限定して、当該情報の開示等を行うことがあります。）。また、補助金交付先の採択結果の公表後は、採択者名、補助事業の内容、補助金交付額等について公表することがあります。

5. 応募書類等の様式について

(様式第1)

番 号
年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成26年度電源地域産業関連施設等整備費補助金の応募について

電源地域産業関連施設等整備費補助金について、下記のとおり応募します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱（ 財地第 号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 提出に当たっては、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 応募者の営む主な事業
2. 応募者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第2)

補助事業概要説明書

住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

- (イ) 名称及び内容
- (ロ) 実施場所
- (ハ) 敷地面積
- (ニ) 事業実施部分の敷地の所有関係
- (ホ) 延べ床面積
- (ヘ) 建物等の構造

(2) 補助事業の実施期間

- (イ) 補助事業の開始(予定)年月日
- (ロ) 用地取得(予定)年月日
- (ハ) 補助事業の完了(予定)年月日
- (ニ) 直営又は請負の別

(3) 補助事業完了後の施設利用計画

- (イ) 補助対象施設等を利用して実施する事業の内容
- (ロ) 事業運営主体及び事業運営費
- (ハ) 補助対象施設等の利用料金設定の考え方(予定している料金設定額も示すこと)
- (ニ) 補助事業完了年度の終了後5年間の収支計画

(4) 添付書類

- (イ) 補助事業の実施場所の付近見取図
- (ロ) 補助対象施設等の配置図、平面図及び立体図
- (ハ) 基本計画の写し及び基本計画の概要(概要はA4用紙1枚程度)
- (ニ) 事業収支計画書
- (ホ) 出資者及び役員の一覧(別添参照)が記載されている書類(応募者が三セクの場合)
- (ヘ) 決算報告書(応募者が三セクの場合。直近3カ年分)

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分		
			補助事業者	間接補助事業者	補助金交付 申請額
工 事 費					
調査設計費					
小 計					
そ の 他					
合 計					

(ロ) 経費の内訳 (各経費区分ごとの内訳を記載)

① 工事費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

②調査設計費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

③その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

地域振興計画 地域活性化事業 ／（府省庁）	市町村	申請時期	本補助事業計画との関連性	備 考
		認定時期		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		

4. 地域の経済指標

(構成市町村数： 市町村)

管 轄 ハローワーク	構 成 市町村	有効求人倍率 (地域別)					財政力指数 (地域別)	
		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平均値 (ハローワーク別) ※単純平均	平均値 (地域別) ※単純平均	平成 24年度	平均値 (地域別) ※単純平均
(その他特記事項)								

(注1) 構成市町村の欄は、地域産業活性化協議会の構成員である市町村のみ記入してください。
(注2) 各年(度)の数値は、1月から12月までの平均値を利用し、小数点第2位までの数値を用い(第3位があるものは四捨五入)、平均値については、平成23年、平成24年、平成25年の平均値を使用し、小数点第4位を四捨五入し第3位までを記入してください。

(様式第3)

平成 26 年度 電源地域産業関連施設等整備費補助金 応募概要

No.			地域		
応募者	名称				
	住所				
	法人にあつては 代表者の氏名		補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有	無
本事業による整備内容(該当するものに○) その他に○をした場合は、[]内に その内容を記載のこと。		貸工場 ・ 貸事業場 ・ その他施設([]施設) ・ 機器			
対象電源施設	施設名				
	施設所在地				
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日		名称		
	集積区域				
	集積産業				
補助事業の実施場所(名称及び住所)					
補助事業の実施運営体制					
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円	補助金交付申請額	円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	円	負担者		
	負担方法				

補助事業の詳細

事業概要

事業の戦略性及び到達目標

都道府県又は市町村等との連携体制

補助対象施設等の管理・運営体制及び事業収支計画（補助事業完了後5年間の人員的・資金的戦略）

地域の
経済指標

構成市町村数

有効求人倍率（地域別の値を単純平均）

財政力指数
（地域別の値を単純平均）

他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

(様式第3)

平成 26 年度 電源地域産業関連施設等整備費補助金 応募概要 <記入例>

No.	(未記入)	地域	関東		
応募者	名称	〇〇県			
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目 1 番 1 号			
	法人にあつては 代表者の氏名	〇〇県知事 〇〇 一郎	補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有 ・ 無	
本事業による整備内容(該当するものに○) その他に○をした場合は、[]内に その内容を記載のこと。		貸工場 ・ 貸事業場 ・ その他施設([]施設) ・ 機器			
対象電源施設	施設名	〇〇1号・〇〇2号・〇△・△〇・△×水力 他			
	施設所在地	〇〇市(旧〇〇市)			
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日	平成19年 6月18日	名称	〇〇県西部地域	
	集積区域	〇〇市、〇△市、△〇市、南〇〇市、北〇〇市、△△市、東△△市、西△△市、××市、△×市、◇◇市、□□市、〇×町、□〇町、◇〇町、▽▽町、☆☆町、北☆☆町、▽〇町、×◇町、〇☆△町、◇〇〇村、東☆☆村、×〇村、〇△◇村(25市町村)			
	集積産業	〇〇業、〇△業、△〇業、××業			
補助事業の実施場所(名称及び住所)		〇〇県テクニカルセンター(〇〇市〇△町一―番地一)			
補助事業の実施体制		・事業を円滑に遂行するために十分な人材や組織体制があるか。 ・個々の部署の役割が明確化されているか。 などの観点から記載すること。			
補助事業に要する経費	100,000,000 円	補助対象経費	50,000,000 円	補助金交付申請額	25,000,000 円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	75,000,000 円	負担者	〇〇県	
	負担方法	一般財源			

補助事業の詳細

事業概要

- ・補助事業名称を記載すること。
- ・補助事業の概要を簡潔に記載し、整備する施設又は機器の内容等を記載すること。

○	～	分析装置の導入
○	～	解析機器の導入
○	～	測定装置の導入

事業の戦略性及び到達目標

- ・地域における企業立地の促進と産業集積の形成及び活性化にどのようにつなげていくのか。また、それに伴う企業立地や雇用創出をどのように図っていくのか、について記載すること。
- ・その他、次のような観点から記載すること。
- ・基本計画と補助事業は十分な整合性を持っているか。
- ・事業の内容は具体性に富んでいるか。
- ・事業の成果目標が適切に設定されているか。その成果目標に至る戦略が明確か。
- ・補助対象施設等は成果目標を達成するに十分な具体性を持っているか。
- ・利用者の需要見込みは適切にされているか。
- ・補助事業を実施することにより得られる効果（波及効果を含む。）はどの程度見込まれるか。
- ・補助対象施設等の基本計画が定める目標への貢献が十分に見込まれるか。
- ・資源の有効利用等に資する新たな産業インフラを充実させる事業であるか。（該当する場合には内容を明記すること。）

都道府県又は市町村等との連携体制

- ・都道府県又は市町村等との間に必要十分な連携体制が築かれているか。
- ・連携の体制・方法は明確か。
- ・施設等の整備後においても十分な連携体制の継続が見込まれるか。
- ・連携が複数の自治体とされているか。 などの観点から記載すること。

補助対象施設等の管理・運営体制及び事業収支計画（補助事業完了後5年間の人力的・資金的戦略）

- ・補助対象施設等の管理・運営を的確に実施するための組織体制及び人員体制を構築できるか。
- ・補助対象施設等を用いた事業を長期間安定的に実施できるか。
- ・補助対象施設等を用いて行う事業の収支が無理なく設定されているか。
- ・利用料金の設定は補助目的等の観点から適切か。（料金設定や想定している具体料金も記載すること。） などの観点から記載すること。

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率(地域別の値を単純平均)	財政力指数 (地域別の値を単純平均)
	25	1.000	0.500
他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性		<ul style="list-style-type: none"> ・他の計画と整合性が図られているか。 （基本計画以外の地域振興計画、地域活性化事業がある場合） 	

<別添>

公募に関する受付及びお問合せ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／電話、FAX、URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話:011-736-9625、FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎 電話:022-221-4906、FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都 心合同庁舎1号館 電話:048-600-0269、FAX:048-601-1287 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、 山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話:052-951-2716、FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4 4大阪合同庁舎1号館 電話:06-6966-6012、FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-3 〇広島合同庁舎 電話:082-224-5638、FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-3 3高松サンポート合同庁舎 電話:087-811-8523、FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 企業支援課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話:092-482-5435、FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 沖縄経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館 電話:098-866-1727、FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/keisan/index.html	沖縄